

復帰前における琉球政府文書の保存活動について

大 湾 ゆかり[†]

はじめに

- 1 復帰までの主な動き
- 2 琉球政府の文書管理と文書の引き継ぎ
- 3 沖縄史料編集所の役割：琉政文書の保存と文書館運動
- 4 考察

おわりに

はじめに

戦後27年間にわたって米国統治下にあった沖縄が、1972年5月15日に日本復帰を果たしてから早30年余の月日が経過した。この間、街は近代的な都市建設や道路網の整備等で発展し、日常の暮らしぶりもすっかり様変わりした。米国統治の時代を思い起こさせるのは基地の存在のみになりつつある現在、復帰前の生活体験の記憶でさえ社会の変化とともに希薄になり、当時の記憶は徐々に「記録」で辿らなければならなくなってきた。

そのような時代の到来を予期していたのか、復帰まで沖縄の行政を担っていた琉球政府は、その直前に政府の保有する行政文書等をごく一部を除いて沖縄県に引き継ぐことを決定し、実際に膨大な量の琉球政府文書（以下「琉政文書」という）を残すという偉業を成し遂げた。それから30年間余、琉政文書は紆余曲折を経ながらも関係者の努力によって16万簿冊余が整理され、1995年4月には沖縄県公文書館に収蔵され、今日誰もが閲覧利用できる資料となったのである。

さて、筆者はその琉政文書の保存業務に携わる者として、常々そうした過去の経緯を知ることの重要性を感じてきた。琉政文書の存在は公文書館設立の原動力となったことはまぎれもない事実であり、何よりも通常の文書保存体系¹を飛び越え、最終的には同政府が保有または作成する文書すべてを残そうとしたことに強い意図を感じるからである。

琉球政府時代の文書や資料の保存活動に関する状況は、沖縄史料編集所紀要や当館研究紀要等の大城立裕（1976・2000）や大城将保（1982）、宮城悦二郎（1998）、金城功（2000）らの論文に垣間みることができるが、本稿では琉政文書の中から実際に文書の管理、保存に関する記録を掘り起こし、琉政文書が引き継がれたいきさつや背景を整理し、紹介してみたい。なお、今回は総務局広報渉外部文書課および文教局沖縄史料編集所の文書を主に参考とし、これら2つの部署での動きを中心に整理して若干の考察を加える程度とした。今後引き続き他局庁の文書および復帰後の保存の経緯についての記録や関係者からの聞き取り等をあわせて調べていきたいと思う。

[†] 財団法人沖縄県文化振興会公文書管理部修復士

¹ 「行政文書管理規程」（1971.1.1 訓令第1号）第86条に、文書の保存期間は、法令その他別に定めがあるもののほか、第1種（永年保存）、第2種（10年保存）、第3種（5年保存）、第4種（3年保存）、第5種（1年保存）とすることが規定され、通常保存年限が過ぎた文書は廃棄されることになっているが、残された琉政文書にはそうした文書も多く含まれている。

1 復帰までの主な動き

本章では、復帰前における琉政文書の保存活動について述べる前に、施政権返還が決まった後の琉球政府等の状況について主な動きを整理しておきたい。

1969年11月21日、佐藤・ニクソン会談で沖縄の72年返還が合意された。この日を境に県民の悲願であった復帰が現実的なものになり、基地のない平和な沖縄の創造へと期待も膨らんでいったが、一方で、軍雇用員の大量解雇、コザ暴動、毒ガス輸送等、大きな転換期に向けて社会は「復帰不安」に包まれ、デモや反対運動が各地で巻き起こっていた。

返還が合意された後、日米間では70年3月に「復帰準備委員会」の設置を取り決めた。また、日本政府は早速「沖縄復帰対策の基本方針」を閣議決定し、5月には「沖縄・北方対策庁」を発足させ、那覇の出先機関として沖縄事務局を置いて着々と準備固めに入っていた。

琉球政府も同じ頃「本土法適用に関する措置要請」のための作業を終え、8月6日に「復帰対策大綱」を決定、10月1日に復帰対策室を発足させた。同22日「沖縄総合開発特別措置法に関する立法要請」を行い、11月12日の局長会議では屋良主席自ら提案して「復帰対策県民会議」を設置し、沖縄側の要望を日米へ答申する構えで準備にあたっていた。県民会議は翌71年1月16日に各界の有識者47名からなる第一回会合を開き、以後重要な案件を審議して復帰準備に大きく貢献した。

1971年6月17日、沖縄返還協定調印。その間、復帰対策室は具体的な復帰施策として第一次から第三次にわたり「復帰対策要綱」をとりまとめ、県民会議での審議を経て日本政府に提出。最終的に9月3日に「第三次復帰対策要綱」が閣議決定された。この第三次要綱には、行財政、産業・経済、教育・文化、司法・法務などで復帰により県民の生活や産業活動に重大な影響を及ぼすと思われるものについて盛り込まれ、これで基本的な準備がほぼ整ったかのように思われた。

ところが、基地の存続等、返還協定の内容を全面的に受け入れられなかった琉球政府では、10月11日、再び臨時局長会議の席で復帰対策の総点検と意見書の作成を協議し、結果、「琉球政府の基本的立場を鮮明にし、諸要求をまとめ、本土政府と国会に配布する。作業は副主席直接指揮により総務局が当たる。各局は総務局に協力する」ことを決定した。11月12日の臨時局長会議には建議書草案が検討され15日まで修正作業。17日には屋良主席が「復帰措置に関する建議書」を携えて上京したが、時すでに遅し、返還協定は主席の到着を待たずして衆議院返還協定特別委員会において強行採決されたのであった。こうして、沖縄の最後の訴えを綴った建議書も幻のものと化し、混沌とした情勢下で復帰を迎えることになったのである。

このような激動の時代に、復帰により行政組織を一新することになる琉球政府内では、沖縄県への行政移行手続き等の膨大な準備作業に追われるとともに、職員にとっては組織改変や自身の処遇・地位への不安を募らせる日々を送っていた。そうした中であって、しかも実質的にわずか2年余という間に、琉球政府の文書の行方を左右する様々な活動が展開され、そして大量の文書を残すことに成功したのである。その原動力とは何か、これから琉球政府の当時の文書管理と復帰に向けた文書の引き継ぎに関する動きを探りながら、保存の経緯をみていくことにしよう。

2 琉球政府の文書管理と文書の引き継ぎ

琉球政府の文書管理は、政府設立の1952年4月1日に行政主席官房文書課に文書主管課が設置され、その後幾度かの改組の末、1966年から復帰にいたるまでは総務局渉外広報部に所属する文書課が中心となって行われていた。文書課は行政府の文書主管課として諸法令の公布、公報の編集発行、文書の収受、発送、編集・保存、翻訳、浄書および印刷事務、公印等に関する事務を所掌するとともに、文

書取扱事務の指導や調整を行い、各局庁では総務課がそれぞれ文書主管課として事務を執っていた。

琉球政府ではじめて文書管理に関する法令²が成立したのは1954年で、以降幾度かの改廃を経て、最終的には「行政府文書管理規程」（1970.1.1 訓令第1号、改正1970.10.15 訓令第32号、改正1971.11.1 訓令第68号）により復帰直前の文書管理が行われた。

文書管理に関する主な動きは次の通りである。

文書管理関係の主な動き 「文書管理日誌（1952年4月1日以降）」³より抜粋

- 1952.4.1 琉球政府の創立により、行政主席官房に文書課設置
- 1954.3.22 文書取扱規程（1954.3.22訓令第9号）制定
- 1963.5.1 行政府文書取扱規程（1963.4.12訓令第25号）制定、文書取扱規程廃止
- 1967.3.2 物資保管所に保存文書管理室を設置
- 1969.8.1 第1回行政府文書取扱主任会議
- 1969.8.1 行政府文書取扱規程の特例に関する規程（1969.7.30訓令第30号）を制定し、同運用方針を例規通達（1969.7.30総文41）
- 1970.1.1 行政府文書管理規程（1970.1.1訓令第1号）の制定、行政府文書取扱規程廃止
- 1971.1.4 行政府の文書管理資料として『文書だより』を創刊
- 1971.9.14 文書、記録類（公印、資料を含む）を破棄しないよう通達（1971.9.14総文54）
- 1971.10.14 琉球政府の行政資料を現地保存の方針決定（局長会議）
- 1971.11.1 文書、公印は保存年限を過ぎてても原則として廃棄しない（1971.11.1訓令第68、69号文書管理規程と公印規程の改正）
- 1972.1.22 公文書類の引継要領について依命通達（1972.1.22総文6）
- 1972.1.28 公文書類の引継について説明会
- 1972.2.3 公文書類の引継について説明会（於：宮古、八重山両支庁）

さて、文書課の動きを追っていくと1969年以降、新しい試みが続々と見受けられる。当時の文書課では儀間常盛課長、照屋榮一係長（71.10.23より文書課長）のもと、復帰までの間に実に31件もの例規⁴を定め、文書事務の改善に取り組んでいる。このとき決まった例規には文書の左横書きの実施や緑色の起案用紙への変更等、現在もなお踏襲されているものも少なくない。また、ほとんどの例規が実用的な内容のもので、実際の事務処理に直接役立つものであった点も興味深い。

この頃はまた、文書課が要になって行政府内の文書管理に関する連絡や調整が積極的に図られた時期でもあった。それに一役かったのが『文書だより』⁵の発行であり、もう一つが文書管理主任会議および文書取扱主任会議の開催である。当時の行政機構では、文書主管課であった総務局の文書課および各局庁の総務課には課長のもとに文書管理主任が、また各主務課長のもとに文書取扱主任が配置されていた。これらの実務担当者が一堂に会して職場間の事務調整や事案の協議をするため、1969年8月より行政府では文書管理主任会議が、各局庁では文書取扱主任会議が毎月1回開催されるようになったのである。主任会議では文書管理に関する様々なことが話し合われたが、中でも復帰の際、移管すべき文書の取り扱いについてはたびたび議題として取り上げられ協議された模様である。

² 「文書取扱規程」（1954.3.22 訓令第9号）

³ 『文書事務の手びき』1972.1.1 pp.154-160

⁴ 同上 p.158

⁵ 『文書だより』は、文書事務の管理改善をはかるため行政府の文書管理資料として総務局渉外広報部文書課が発行した小冊子で、1971年1月1日に創刊され1972年3月までほぼ毎月1回発行された。『文書だより』には、文書管理に関する新しい情報やレファレンスの内容等が搭載され、文書管理事務に一役を担っていた。

表1. 行政府文書管理主任会議で取り上げられた琉政文書保存関係の議事内容一覧

会議開催日	会議回数	項目番号	議 事 内 容	『文書だより』	
				掲載号	発行日
1971/1/8	14回	2	本土復帰の際、移管すべき文書の取り扱いについて	第2号	1971/2/1
1971/2/12	15回	2	本土復帰の際に、国の機関または沖縄県に移管される文書、とくに許認可台帳等を点検整備すること。	第3号	1971/3/1
1971/3/4	16回	2	文書の整理と譲渡：1971年の文書整理に協力し、保存年限を過ぎた文書で行政資料として残しておくべきものは広報課に連絡すること。	第4号	1971/4/1
1971/5/12	18回	6	県の文書管理機構について：県政移行後の文書管理機構を検討すること。	第6号	1971/6/1
1971/6/9	19回	1	1972年度の文書管理業務について：県政移行に備えて、沖縄県の文書関係法規を成案し、かつ文書管理体制を整えること。	第7号	1971/7/1
1971/7/7	20回	1	行政府資料管理暫定要領について：現在保存されている文書、資料および今後作成される文書、資料等は、保存期限を過ぎても当分の間、廃棄処分しないことなどその管理に配慮すること。	第9号	1971/9/1
1971/8/11	21回	1	現在保存されている、および今後作成される文書、史料等（公印および第1庁舎の献呈銅板に類する看板を含む。）の保存管理について通達のこと。		
1971/10/6	23回	1	廃棄を決定された文書のうち、行政または県史編集の資料として活用することが適当と認められたものは、広報課および史料編集所に引き継ぐよう文書管理規程の改正を考慮すること。	第11号	1971/11/1
		2	古文書館または資料館の設立は、「沖縄史料編集所」の強化拡充策の一環として推進すること。		
		3	琉球政府の文書は、本土復帰の際原則として沖縄県に引き継ぐよう検討すること。		
		4	去る1月28日旧家庭裁判所跡に設けられた「資料室」（広報課所管）を拡充強化すること。		
		5	各局長が施行した文書で例規となるべきものを編さん保存し、その件名一覧表を整備すること。		
1971/11/17	24回	1	現在および復帰直前に琉球政府が保有する文書は、国政に関するものであっても、完結した文書および保存年限を過ぎた文書は、すべて沖縄県に引き継ぐこと。ただし、国に引き継がれる処理中の事業に係る文書は、県内の国の当該出先機関に引き継ぐ。（現地保存の原則）	第12号	1971/12/1
		3	市町村において完結されたもので、行政上不必要となった文書、資料等を琉球政府（復帰後は沖縄県）に移譲してもらうよう市町村および市町村関係団体に対し、協力要請すること。		
1971/12/8	25回	2	文書管理訓令の改正について：文書管理規程、公印規程、公報発行規程の改正趣旨説明（要点：現在琉球政府の保有する文書、資料、公印等は保存年限を過ぎても廃棄しないこと、および広告、告示等を広報に登載できない場合の処理方法を定める。）	第13号	1972/1/10

表1は、『文書だより』に掲載された主任会議の結果報告⁶のうち、文書の引き継ぎに関わる事案をまとめたものである。残念ながら第13回までの会議録は現在までに入手できていないのでその詳細は不明だが、少なくとも1971年1月8日の第14回主任会議ではすでに文書の移管に関することが議題にのぼっていたことがわかる。ただし、このときの協議内容では、国または沖縄県に移管すべき文書の分類整理等に言及した程度であったようである。

その頃、文書課では行政府の文書整理を暫定的に実施し、その保管場所⁷の確保に奔走していた。そして、1月28日、旧家庭裁判所跡に「資料室」が設けられた（広報課所管）ことから、3月4日の主任会議では、保存年限を過ぎた文書のうち行政資料として残しておくべきものを広報課に連絡することが確認されている。

また、10月6日に開かれた第23回主任会議では、本土復帰の際、琉政文書を原則として沖縄県に引き継ぐことが検討され、廃棄決定後の文書のうち、行政または県史編集の資料として活用することが適当なものは、広報課および史料編集所に引き継がれるよう文書管理規程を改正する向きでの協議が行われた。そして、10月14日の局長会議で琉球政府の行政資料については現地保存の方針が決定され、11月1日には「行政府文書管理規程の一部を改正する訓令」（1971.11.1 訓令第68号）が施行されたのである。この規程改正で、実質的に琉球政府が当時保存又は保管されている文書およびその後作成される文書は、保存期間が過ぎても原則として廃棄せず引き継ぐことが明文化されたといえる。

行政府文書管理規程の一部を改正する訓令⁸（抜粋）

第88条の次に次の1条を加える。

（文書の廃棄）

第88条の2 前3条の規定にかかわらず、各行政機関において現在保存又は保管されている文書（資料等を含む。以下同じ。）及び今後作成される文書は、保存又は保管期間を経過しても、国の機関又は沖縄県に引き継がれるまで、原則として廃棄しないものとする。

2 前項の場合において、主務課長及び文書主管課長が特に保存又は保管の必要がないと認める場合には、文書課長と協議するものとする。

3 主務課長は、前項の協議の結果、廃棄を適当と認めた文書は、文書廃棄台帳（第20号様式）に登載のうえ、文書主管課長の決裁を受けて、焼却、裁断等、他に利用されるおそれのないような方法により処分するものとする。

（中略）

第90条を次のように改める。

（資料の引継ぎ）

第90条 総務局渉外広報部広報課長（以下「広報課長」という。）及び文教局沖縄史料編集所長（以下「史料編集所長」という。）は、第88条の2の規定により廃棄を決定された文書のうち行政又は県史編集の資料として活用

⁶ 『文書だより』第2号より毎号、文書管理主任会議（第14回以降）の結果報告が掲載された。

⁷ 文書の保存管理室については「行政府文書管理規程」（1970.1.1 訓令第1号）の中で次のように規定されている。
「公報」号外第1号 1971.1.1

（文書保存管理室）

第89条 文書を保存するために、文書保存管理室を設置し、文書保存管理室は文書課長又は総務局長の指定する者が管理する。

2 文書保存管理室においては、保存文書をいつでも閲覧に供し得られるように分類整理しておくとともに、常に清潔を保ち、かつ、火気、盗難等の予防に留意しなければならない。

⁸ 「公報」号外第145号 1971.11.1

することが適当と認められるものについては、主務課長及び文書主管課長と協議して、当該文書の引継ぎを受けることができる。

- 2 前項の規定により引継ぎを受けた文書の管理に関し必要な事項は、広報課長及び史料編集所長が別に定める。

さらに、11月17日の主任会議では、現在および復帰直前に琉球政府が保有する文書はすべて沖縄県に引き継ぐこと、国政に関するものも完結文書および保存年限を過ぎた文書は沖縄県に引き継ぎ、未完結の文書であっても県内の国の出先機関に引き継ぐこと、また、市町村の完結文書、資料等も委譲してもらえよう協力要請すること等を内容とする「琉球政府の保有する文書の管理方針（案）」が話し合われている（1971.11.24 行政主席決裁）。

このような過程を経て復帰の年を迎えた1月には局長会議で引継要領が決定し、「公文書類の引継要領について」⁹（1972.1.22 総文第6号）（下記に要旨部分のみ抜粋して記載）が各局庁および行政委員会あて依命通達され、以後文書課の指導のもと保管所となった旭町の物品保管倉庫に続々と文書類が搬入されていったのである。

公文書類の引継要領

（要旨）

1 文書引継の基本方針

現在および復帰直前に琉球政府が保有する公文書類は、現地保存の原則により、沖縄県に引き継ぐ。

2 保有文書の確認

琉球政府の保有するすべての公文書類の目録を作成し、その種類、数量等を確認する。

3 文書引継の方法

県または国の機関あるいは市町村に引き継ぐ公文書類は、その引継区分に従い、行政主席名、各機関の長名で引き継ぎし、現物は現場引き渡しとする。

4 完結文書の保存場所

現在国政相当機関が保有する公文書類で、琉球政府が処理し、完結したものを保存管理するために、「沖縄県文書保存管理室」（スペース）を設け、書架を整える。

5 引継ぎを受ける文書

復帰後沖縄県に移管される機関が現在保有している文書類を把握するために、あらかじめその保有文書の目録を提出する。

6 留意事項

公文書引継の基本方針に留意し、緊急かつ重要事項として万全を期すること。

3 沖縄史料編集所の役割：琉政文書の保存と文書館運動

1970年前後、行政府内では復帰が確定するとどの部署でもその準備に追われていたものと思われるが、そうした中で琉球政府が保有する文書の保存に関して大きな役割を果たしたのが、琉球政府立沖縄史料編集所（以下、「編集所」という）であった。

⁹ 『公文書類の引継要領に関する依命通達』（R00160285B）

編集所は、1954年に文教局研究調査課で戦後史料の収集に着手したのを皮切りに、1960年に文教局教育研究課の新設、1963年に沖縄県史編集審議会の設置等を前身として、1967年、文教局に専任職員（史料調査官）を置いた琉球政府立沖縄史料編集所として誕生した。編集所の業務には、『沖縄県史』の編集発行業務とともに沖縄の歴史に関する史料収集、整理、保管、調査研究等があった。『沖縄県史』編集発行事業は当初5ヶ年計画（1965年～1969年）であったが、教育研究課時代に行われた史料の発掘、収集活動が予想以上の成果をあげたため、67年には8ヶ年計画（1965年～1972年）に変更、さらに1970年には全24巻刊行のための11ヶ年計画が承認されて75年まで継続することになっていた。

さて、復帰前の編集所の状況はといえば、史料の調査収集と『沖縄県史』の編集業務を進めるかわら、政府、市町村、民間団体等の文書・資料類の調査収集に力を注いでいた。同時に、復帰後の組織の存続の問題や職員の処遇、施設の確保等の問題が浮上した頃でもあった。そこで話題にのぼったのが一つに琉球政府の保有する文書等の行方であり、一つに文書館の建設のことであったようだ。

当時の状況について、史料調査官の一人であった金城氏は次のように述べている。

沖縄の復帰が決まると各職場ではその職場なりの復帰への準備が始まった。琉球政府立沖縄史料編集所では琉球政府の保有している文書のこと話題になった。沖縄史料編集所では、当時『沖縄県史』の編集事業を進めると共に沖縄に関する資料の調査収集に関わっていたこともあって、復帰によって消滅する琉球政府が保有している文書の行方についての話が出るのは当然と言えば当然なことであった。

沖縄県史編集審議会（当時の会長・豊平良顕氏）も資料の保存をということで関係機関に資料館の建設を陳情していたし、その他関係者からも琉球政府文書の保存については強い要請があった。

27年に及ぶ米国統治下にあった沖縄は戦後の日本を考える時に特異な存在としてあり、記録と関わる琉球政府の文書類は貴重なものであると、沖縄史料編集所では認識していた。それらの文書類を歴史資料として将来どう保存していくかが職場で話題になった。¹⁰（以下略）

こうした状況は、実際に琉政文書の沖縄史料編集所の文書に詳しく記録されているので紹介しよう。

所内の編集会議メモを綴った『所内編集会議覚書』等の文書¹¹に、施政返還が決まった後で編集所の進むべき方向等の議題が最初に記録されたのは1970年5月28日のことである。それによると、①所が拡充存続することを確認の上修正計画を検討すべきこと、②72年の転換期における史料の収集および保存、③史料編集所の方向（性格）、の3点が話し合われている。

その後、編集会議では毎回これらの議題が取り上げられた。とりわけ7月16日の記録は当時の編集所のおかれていた状況を知る上で大いに参考になるので紹介する（できるだけ原文のまま翻刻、人名は筆者が変更、文中□は判読不明の文字）。それによると、この時期編集所では同所が設立された趣旨を再確認し、復帰後の編集所の役割や方向性、処遇等への要望を出すための足固めをしていた節が感じられる。

¹⁰ 金城功「琉球政府文書の整理・保存・利用等について」『沖縄県公文書館研究紀要』第2号 2000 p.14

¹¹ 『所内編集会議覚書』(R00098411B)/『編集会議メモ 1971年9月1日以降』(R00098410B)

1970.7.16 (木) 編集会議 9:00～ (参加者) A、B、C、D、E

1. 編集所の今後の方向

イ 沖縄史料編集所の方向

A：設立の趣旨（資料の編集、収集、閲覧）

◎古・新しい資料の編集（順序方法はゆっくり、年間の冊数6）

資料の収集

閲覧

◎機構の拡充（所の仕事の内容がはっきりしなければならない）

◎資料の収集 イ 組織的にするにはどうするか。

ロ 現在の仕事との関連でどう組み合わせていくか。

A：編集所の小型にするか。

発足当時は総務局、琉大、文教局のいずれかにおくか。結局、文教局になった。（注、人事交流の面で）

C：①沖縄県史の編集は全精力をそそいでいる。（問題がありはしないか）

②資料の収集…時間と労力をさくべきだ。

戦後の沖縄における資料の収集。沖縄だけでなく、内地からもとりよせる。

③所員のあり方：研究者であることを前提として（研修のこと）

④閲覧は主目的ではないと思う。編集と収集が主でなければならない。

⑤文書館設立運動（役所、役所以外の資料も集めておく）

⑥県史の発行計画はのばしても、資料の収集はすべきであるし、そうするための職員の処遇はどうするか。所長の意見をききたいと同時に、みんなの意見もききたい。単なる編集者ではなく、研究者であることが前提である。

※C：琉大に移管することには反対（72年までを含めて、10～20年以降までということではない）

①国立移管の際、文部省の意向を全面的に受け入れようとしている。南方に関する研究所の設立。

②琉大の教授の態度（資料の収集、前□に対して実に安易であり、歴史観を規制しようとする人たちは一緒にできない）

※現在のことにしても、もっと拡充できないか（現在をも）。

※資料収集は簡単ではない。

※可能な限り、資料収集の手を尽くすべきである。

※史料編集所独自の方法を検討すべきである。実際に、所としてやるべきではないか。所として戦後の資料収集をやるべきだと云う姿勢さえも確認されてない。

※資料の収集の意義（なんのために）

1. 現在の資料の収集の態度（置県以前のは出張してでも収集してくるが、現在のものは、相手方が寄贈されるものしか受け入れてないということである）、そういう現在の資料の収集をめぐる問題の中から、所の将来のあり方もでてくるのではないか。

2. 部分だけでなく、全面的にする。

①所員の処遇の問題（単なる編集屋として解釈されてもしかたないが、歴史の編者としては研究職でなければならない）

・調査はしている。（人事委員会）

・従来の研究職の努力がみのってない。

・仕事そのものが研究が主体であるという理解が必要である。

積極的な意見を出してほしい。

C氏の提案

①仕事の内容（将来何をするか）

②所員の処遇を含めて（機構の問題）

建物、人容の件

会議は翌日も引き続き行われ、その結果、仕事の内容としては、機能拡充との絡みで県史終了後の編集にも力点をおくこと、機構上の問題としては、建物、研修、仕事を遂行するための人容の問題（増員の方へ）について発言できるように案を準備しておくことで合意している。

また、8月7日および8日の編集会議では、資料収集を今後精力的に行うことで、編集所の存続を打ち出す基本的考え方を確認し、とくに戦後資料の収集に関しては他の機関にはあまり期待できないので、編集所が中心になるべきだという意見が記録されている。さらに、収集した資料の閲覧も重要との観点から、専門図書館のような機能をもつことが必要だとの主張もみえる。そして、復帰後には編集所は資料の収集、編集、保存、閲覧の面で強化拡充する方向にもっていくことで合意がなされている。

このような方針が決まった後、次の段階はどの組織へ移行すべきかという問題が争点となった。案として浮上したのは、現状のままか、あるいは琉大、図書館、総務部、企画部等への移行であった。そうした中、沖縄県史編集審議会から歴史資料館の構想¹²の話が持ち上がった。編集所ではこれに対して9月14日に編集会議を開き、次のような議論を行っている。

1970.9.14（月） 編集会議（8:30～11:40）（参加者）A、B、C、E、F、G

議題：歴史資料館について

Bより、歴史資料館の構築（？）がでてきた経緯について一通り話す。

（審議会側からでてきた話なので具体的にどうだということはいえないので、疑問を出す程度）

C：①新しい機関をつくることなのか。（諸般の隘路で、業務を推進できなかった）

②復帰記念事業ということで一つの事業をおこすことを考えているのかどうか。

F：史料編集所以外に文化財、博物館をも包含させていこうという委員長の構想であった。那覇市の公会堂のあり方を構想しているようであった。

A：資金は中央政府に仰ぐとしても、運営は県庁がする。

C：史料編集所は規模が小さいので大きな構想をもって資料館をつくり、そこに編集所を包含していくのか。

G：業務を遂行できるような資料館を構想していると感じたのだが…。

F：復帰記念事業についての考え方も違っている。

C：現在の編集所でも、当然できることなのに、何故今の編集所ではできないのか。史料編集所の強化発展しか道はない。あらたに機構をつくるとなると、労力のロスではないかと思う。

※復帰記念事業、文化庁の出先機関への構想

※史料編集所の強化発展とは矛盾する。他の機構をも巻き込むような総合的なものでなければならない。別途に道を講ずるために、別の名前で機関をつくらうということであろう。

※別途にという構想であれば、現在の編集所の業務は自ら県史編集のみという風に限定してしまうことになりはしないか。

※1. 現在の編集所を強化発展させたような形での資料館構想であれば現在の編集所のあり方と矛盾しはしないか。

2. 沖縄にある学術文化機関を統合するという形であれば結構なことだけど、審議会のあり方としてはどうか。

3. 編集所の強化拡充は難しい現状にあるので、いっきょに陣容員をふやすために、別の機関をつくる。たしかに論理的には矛盾するが、一方法ではないか。

※資料館の設置を現在私たちは必要としているのかどうか（E）。編集所とのかかわりでしか考えられないと思うが…。

※強化拡充が軌道にのれば、そのあかつきに総合的なものを考えてはどうか。

¹² 昭和45年9月17日、沖縄県史編集審議会は、坂田文部大臣の視察の際に沖縄歴史資料館設置を陳情した。

※現在ある機関の維持でさえも不可能なときに、現在ある機関と同じ業務内容をもった機関を設置することは論理の倒立である。それで、所の強化拡充に力を注ぐべきであると。新たに機関をつくることによって所で押し進めてきた方針がぼけてくる。

※資料館の性格がどこにあるか。所の業務の拡張であれば止めた方がよい。あくまでも所の業務の強化拡充でなければならない。

また関係の機関を□で統合するような機関であればよいが、そのときにはそのときで各関係者があつまって論じあうべきではないか。

※所の強化拡充に力を入れてもらい、独自の建物が必要であるので、そのために委員に動いてもらう、ということしぼる。

※所の強化拡充について全力投球して所の業務が拡充された段階で新たに資料館等の建設を考えるべきではないか。

※戦後の資料の収集について考える。各大学でも政府関係の資料を一括して引き受けようとしている動きがある。そういう中で所としてはどうするか。所の場合、政府関係の資料の収集ということでは、条件が恵まれていると思うので、新たに機関をつくるよりは所の業務の強化拡充に力を入れる方がいい。

※新たな機関が編集所の業務と大同小異であれば、現在の所の強化拡充に力を注ぐべきではないか。

※大同小異であればいいというが、そうでなければどうするのか。

※例え他の機関があっても、所の業務の強化に全力を注ぐべきだと。

※機関の設置は長い過程をへないとでてこないのではないか。

結論

審議会が構想している沖縄歴史資料館について、現在の編集所の機能を強化拡充したような方向での機関であれば、そういう機関をつくるよりも現在の編集所の機能を強化した方がよりいいと思う。また、政府の機構の整理統合が日程にのぼっている現在、編集所の維持だけでもむずかしいのに、新たに機関をつくるということはどうだろうか。不可能に近いのではないか。

統合的なものであれば、編集所の強化拡充をもすすめながらであれば、なんにも所として口ばしをいれる必要はない。

この件はさらに9月16日の編集会議で、資料館の構想について陳情することを前提に話し合われ、すでにある編集所を中核として資料館を創設する方向で合意。そして、同日の審議会では、①編集所の強化拡充に力を入れること、②復帰の前後に政府の文書関係（戦後資料）の編集所への移管を訴えること、③所属は現状のままとすること、の3点を主たる方針とし、それとは別に沖縄歴史資料館を復帰記念事業として建設するよう推進することが決められた。こうしたやりとりを経て、翌17日、沖縄県史編集審議会は、復帰準備の視察のため来沖していた坂田文部大臣に対して「沖縄歴史資料館設置について」の陳情を行ったわけである。

それ以降、編集所は組織の強化拡充について関係局を通じて行政主席にまで要請していったようだが、残った記録から察するに組織の問題も、資料館建設もかなり難渋な問題であったようである。

さらに、1971年2月18日の記録によると、この頃総務局では編集所を県史編集係にしようとする案があったらしく、これに対処するため主席や総務局長らに再度編集所の強化拡充を求めるとともに、行政管理課の職員、復帰対策室の職員にも所の存続、資料の保存について説明することを決めている。

また、沖縄県史編集審議会の委員長から昨年来、審議会と編集所が設立方を要請している沖縄歴史資料館設立促進のため、民間団体をつくる必要はないかという提案があり、常に初心を貫徹するように運動をチェックすることで大方合意し、「沖縄歴史資料館」設立推進協議会（仮称）について話し合うことにもなった。

このように、編集所は当時から文書館と同様の機能をもった資料館建設にかなり意欲的であり、

1970年には全国で初めて設置された山口県文書館や東京都資料館等を視察したり、国立公文書館（1971.7.1設置）をはじめ国内外の公文書館について調査していた。

さらに、戦後資料として行政府の文書や資料の収集、保存にも積極的に取り組み、文書課へはたびたび文書・資料類の譲渡や保存に関する提案を出していた模様である^{13・14}。

一方、沖縄県史編集審議会では1971年5月に中央教育委員会に対して文書等¹⁵を送り、沖縄史料編集所の強化拡充について以下のような要請を行っている。

- 1 沖縄史料編集所¹⁶を現状以上に拡充し、県教委の付属機関とすること。
- 2 資料の整理・保管のため独自の建物を建造すること。
- 3 沖縄史料編集所を研究機関として位置づけ、史料調査官を研究職として処遇すること。
- 4 行政府の各種資料を逐次「沖縄史料編集所」に移管すること。
- 5 将来、沖縄史料編集所を発展的に拡充して「沖縄歴史資料館」を設立すること。

このような編集所側の活発な活動がようやく実を結び始めた現れとして、10月6日の文書管理主任会議で編集所が構想している「文書館（資料館）」の設立計画について説明してほしいとの要請がなされた。早速、編集所では編集会議を開き、所員の意見統一を図るとともに、具体策として文書の廃棄の際は史料編集所に連絡するよう文書を流したいこと、またそれを実践に移す場合にどうすればいいか主任会議で協議してほしいこと等を決めた。

この主任会議の後、編集所は今度は14日の局長会議に提案する資料づくりに入った。そして、10月14日の局長会議で下記の資料¹⁷が配付され、この問題が審議された結果、11月1日には訓令第68号をもって「行政府文書管理規程」第88条および第90条が改正されたのである。こうして、琉政文書は廃棄されることなく、たとえ廃棄決定文書であっても県史編集に必要であれば編集所に移管できるシステムが築かれたのであった。

局長会議付議事項

復帰の際に琉球政府の諸記録・文書類を沖縄史料編集所へ移管することについて

1971.10.14 文教局（沖縄史料編集所）

1. 戦後沖縄の根本史料である政府関係資料を散逸させてはならない（沖縄史料編集所に引き継ぐこと）。
2. 史料の収集、整理、保存、公開利用の点からみて資料は現地に保存されるのが望ましい（資料の現地保存の原則）。

¹³ 「文書・資料類の譲渡について（回答）」（1971.3.13 総文第19号）『1971年 文書綴り』（R00098355B）

この文書によると編集所から2月23日（沖史第13号）および3月1日付け（沖史第14号）で保存年限を過ぎた文書・資料等を譲渡するよう申し入れたことに対し、それらは1月28日に広報課に設置された資料室で一応総務局が保管し、編集所や各局庁の便宜をはかりたいという主旨の回答がなされている。

¹⁴ 「文書・資料等の保存管理について（通知）」（1971.9.14 総文第51号）『答申書綴』（R00098373B）

これによると、編集所から文書課に対して9月9日に行政府文書・資料等の保存管理について提案があり、これについて各行政機関に通達を出すほか、県政移行後における文書・資料等の保存、廃棄手続きについても編集所と協議すると回答されている。

¹⁵ 「沖縄史料編集所の強化拡充について（要請）」（1971.5.18 沖史審第2号）『答申書綴』（R00098373B）

¹⁶ 原文では「所」は記されていないが、内容的に脱字と思料されるので、筆者が加筆した。

¹⁷ 『報告書（予算関係以外）綴』（R00098414B）

3. とくに外国の研究機関に持ち去られた場合には、わたしたちによってその利用はほとんどできない（米軍の沖縄統治関係資料は米国に持ち去られることがほぼ決まっている）。
4. 国内にあっても、たとえば国立大学や国会図書館など国立機関へ移管された場合、その利用はきわめて制限されたものになる。
5. したがって、たとえ「国政に関する資料」であっても、琉球政府時代の資料は現地沖縄に保存するという要望を堅持したい。
6. 局長会議において「政府関係資料の現地保存」と「公開利用（サービス）」の基本原則を確認していただきたい。
7. そのためにも恒久機関として沖縄史料編集所を強化拡充してもらいたい。
8. なお、沖縄史料編集所は沖縄の歴史の全領域にわたって史料を編集発行することを主な業務としている。したがって、その業務の性質からは復帰後は県教委の独自の付設研究機関とすることが望ましい（史料を県庁が県教委機関へ移管する際に予想される若干の面倒はやむをえない）。

4 考 察

これまでみてきたとおり、復帰前の琉政文書の保存活動において沖縄史料編集所の果たした役割は大きい。そして、編集所や沖縄県史編集審議会等の要請に文書課が耳を傾け、復帰準備対策の一部として積極的に取り組んだことから、結果的に膨大な資料を引き継ぐ体制が築かれたのであった。

そこで、ここでは今一度、琉政文書が引き継がれるまでの経緯を整理し、これを保存する意義と将来に向けての展望について考えてみたい。

まず第一に、琉政文書の保存活動には、その背景に沖縄の歴史資料を残すことが重要であるという認識が強く働いていたといえる。琉球政府は、設立当初から戦争によって失われた歴史資料の損失を惜しみ、戦後資料の収集や保存に取り組んでいたことや、沖縄の歴史を記録として残すため『沖縄県史』編集事業を進めたことなどがその根底にある。また、1950年代から60年代は全国的に地域史料の調査、収集活動が活発化し、文書館や史料館の設置運動が高まった時代でもあったので、その影響も多分に受けていたと推測される。

つぎに、琉政文書が引き継がれるまでの過程で無視できないのが沖縄史料編集所の活動である。編集所は本土復帰を目前にひかえ組織の存続という問題に直面し、その方策として所の強化拡充と将来的には資料館設置へと発展させようという方向性を編みだした。そうした議論を重ねていくうちに、琉政文書が沖縄の歴史を後世に伝える重要な資料であると位置づけて、その保存を訴えるために文書課をはじめとする関係局課に働きかけた経緯がある。

さらに、編集所の要請が徐々に日の目を浴びることになったのは、文書課の理解とすばやい対応にあったといえよう。復帰の前年には、琉政文書の保存に関する編集所の要請は、直接文書課の動きに反映するようになる。これは日頃から文書課が文書管理主任会議等を開催したり、全庁からの質問に答えるなどして文書管理の指導や調整役を一手に引き受けていたからであろう。とりわけ『文書だより』は、刻一刻と変化する復帰準備の情勢の中で情報を共有できる手段として効果的であったものと思われる。中でも、第7号（1971.7.1発行）の資料保存や公文書館に関する特集¹⁸、第10号（1971.10.1）掲載の「文書・記録を整理保存しよう」という記事等からすると、文書課自身が琉政文書の保存活動

¹⁸ この号には「資料保存のシステムを」大城立裕公務員研修所長（のち沖縄史料編集所長）、「沖縄の行政資料を保存しよう」文書課、および世界の公文書館の設置状況等の記事が掲載されている。

に積極的であったことがわかる。このようなシステムがあったからこそ、復帰前の忙殺された時期にあっても様々な要望に対処し様々な事案を協議して、早急に実行に移すことができたのではないと思う。

こうしてみると、琉政文書は編集所の存続の問題から端を発し、歴史資料として位置づけられたこと、そして、文書を残すための活動の波及と引き継ぎ作業を実現化するための規程等の整備や具体的な要領の制定、という一連の活動によって残すことができたといえる。もちろん、その背景には沖縄の歴史資料の収集、保存を重視する認識があったことはいうまでもない。

これについて大城将保氏は、復帰を目前にひかえて琉政文書をどうするかということは、「単に行政執行上必要とされる文書の引き継ぎという問題にとどまらず、日本の戦後史の上で特異な存在である琉球政府に関わる文書類を歴史資料としてどう保存するかという問題を含んでいた」¹⁹と記している。また、「基本方針の精神は、要約すれば、行政および歴史（学術）の両観点からみて価値ある文書を現地で保存する」ことで、「この方針が確立された背景には、総務局文書課と史料編集所の間で協議がもたれ、相提携して琉政文書の散逸を防止しようとする確認があった」ことを言明している。ここに、当時から琉政文書は沖縄の戦後史を語る重要な歴史資料として認識され、将来にわたって保存されることを前提に引き継がれたのだということを確認することができる。

こうした志高い意識のもとで保存されることになった琉政文書も、当時の慌ただしい情勢下では将来のことなどお構いなくただ倉庫に集積するのが精一杯の状況であった。文書を載せたトラックが続々と到着した保管所では、書架はたちまち文書で埋まり、棚に入りきれないものは土間に山積みになり、壊れた段ボール箱から文書が散乱して足の踏み場もない状態になったという。

徒労の末集められた文書は、そうした劣悪な環境に置かれつつその後もいろいろな策を講じて管理され、多くの関係者の手によって整理されることになる。この間、文書整理に携わった人々は水害やシロアリ被害など度重なるアクシデントと格闘しながら作業を続けてきた。琉政文書が今日もなお利用できる状態を保って存在するのは、こうした努力の積み重ねがあったからに他ならない。そして、それを支えていたのはやはり、琉政文書が重要な歴史資料だという意識であったと想像するわけである。

したがって、私たちも再度30余年前の原点に立ち戻り、琉政文書の保存に関わった先輩方の努力と精神を受け継ぎながら、いかにこれらを歴史資料として現在および将来への保存と利用につなげていくかを考えるべきであろう。と同時に、沖縄県に引き継がれた後の琉政文書への取り組みについてもますます理解を深め、これらの情報を将来の保存業務等に役立てていくことを検討していかなければならない。

おわりに

開館直前、真新しい書庫に琉政文書が運び込まれたとき、ミカン箱ほどの大きさの文書保存箱が1万1千箱余ざらりと並べられた様は圧巻であったが、その中身については全くベールに包まれていた。箱の一つ一つに沖縄の戦後史を語る重要な資料が入っていることだけは理解していたものの、実際に中を開けるまで琉政文書の正体はごくわずかもわかっていなかったように思う。

その琉政文書に対して、当館では平成15年度より新たな試みを開始した。16万簿冊余の文書群を整理、保存、修復、マイクロ化等、関係するあらゆる業務を視野に入れて包括的に整備しようというも

¹⁹ 大城将保「県立文書館設立構想の意義」『沖縄史料編集所紀要』第7号 1982 pp.84-85

のである。この事業計画を立てるに先立ち、琉政文書の現状を掌握するため現在2つの調査に着手している。一つは、琉政文書が酸性紙による戦後資料特有の劣化状態にあることを鑑み、化学分析を含めた素材調査を実施したことである。もう一つは、16万冊という膨大な資料をすべて対象にした保存状態の調査である。この調査では、実際には16万全部を終えることができないが、それでも半数以上の簿冊について各々の保存状態が記録化され、劣化の著しい資料が特定されることになっている。

筆者は今、これらの調査によって毎日たくさんの簿冊をみる機会ができ、まさに琉政文書のベールが解き放たれたように感じている。琉政文書にはさまざまな特徴がみられ簿冊ごとに劣化状態は違うものの、そこから共通した劣化要因を推測できるなどの新しい発見も多い。これらの調査は、今後琉政文書の保存業務を推進する基礎データとして大きな効果をあげるものと確信している。

さて、一方で本稿を通じて琉球政府時代の文書の保存について資料調査をしてみて、改めて琉政文書の歴史資料としての価値を強く感じた。冒頭で述べたように、「記憶」を「記録」で確認しなければならなくなったときに必要な資料がそこにあること、そしてそれを見ることができ、これが最も重要だと思うわけであり、その点において琉政文書を引き継いだ公文書館の担っている責務は重い。この大きな使命を果たすため、琉政文書の適切な保存に一層努めるとともに、新たな歴史を築くための財産としてより多くの人により多くの機会に活用されるよう工夫していきたい。

(おおわん・ゆかり)

参考資料・文献：

- ・『文書事務の手びき』琉球政府総務局渉外広報部文書課 1972.1.1
- ・『文書だより』創刊号～第24号 琉球政府総務局渉外広報部文書課 1971.1～1972.3
- ・「公報」号外第1号 琉球政府総務局渉外広報部文書課 1970.1.1
- ・「公報」号外第145号 琉球政府総務局渉外広報部文書課 1971.11.1
- ・『公文書類の引継要領に関する依命通達』琉球政府総務局渉外広報部文書課 (R00160285B)
- ・『所内編集会議覚書』琉球政府文教局琉球政府立沖縄史料編集所 (R00098411B)
- ・『編集会議メモ 1971年9月1日以降』琉球政府文教局琉球政府立沖縄史料編集所 (R00098410B)
- ・『1971年 文書綴り』琉球政府文教局琉球政府立沖縄史料編集所 (R00098355B)
- ・『答申書綴』琉球政府文教局琉球政府立沖縄史料編集所 (R00098373B)
- ・『報告書(予算関係以外)綴』琉球政府文教局琉球政府立沖縄史料編集所 (R00098414B) 1972
- ・瀬長浩『世がわりの記録 一復帰対策作業の総括』若夏社 1985
- ・「沖縄史料編集所の変革」『沖縄史料編集所紀要』創刊号 沖縄県沖縄史料編集所 1976
- ・大城立裕「沖縄史料編集所の課題」『同上』創刊号 沖縄県沖縄史料編集所 1976
- ・金城功「琉球政府文書の整理・保存・利用等について」『沖縄県公文書館研究紀要』第2号 沖縄県公文書館 2000
- ・大城将保「県立文書館設立構想の意義」『沖縄史料編集所紀要』第7号 沖縄県沖縄史料編集所 1982
- ・渡口善明『琉政文書と十七年』沖縄マイクロセンター 1995